

事 務 連 絡
平成31年1月23日

一般貸切旅客自動車運送事業者 各位

自 動 車 交 通 部 長

「一般貸切旅客自動車運送事業と旅行業者等との間で締結する年間契約等に対する取扱いについて」（平成26年3月31日付け国自旅第628号）における端数処理の考え方について

一般貸切旅客自動車運送事業と旅行業者等との間で締結する年間契約等における運賃・料金は、1日当たり運賃・料金に対して実働日数を乗じて算出することから、端数処理の考え方については下記のとおり処理するのぞ了知されるとともに、取扱いについては遺漏なきよう願います。

記

1. 365日に実働率を乗じて算出した実働日数の小数点以下の端数については、1日に満たないことから切り捨てる。
2. 1日あたりの運賃・料金に対して、上記1の実働日数を乗じて年間契約額を算出する。
3. 上記1の実働日数に1.4を乗じて算出した稼働日数の上限日数の小数点以下の端数については、1日に満たないことから切り捨てる。

以上

(参考)

前提

- ・時間 8 時間 (点呼点検 2 時間含む)
- ・距離 3 0 0 km、
- ・大型 1 台の下限運賃(1 時間あたり 5,050 円、1 キロあたり 100 円)で計算
- ・四国運輸局平均実働率 (54.04 %) を採用

(1) $365 \times 0.5404 = 197.246 \Rightarrow 197$ 日とする。

(2) 年間契約の運賃の算出基礎

日車時間運賃額 = $5,050 \times 8 = 40,400$

日車キロ運賃額 = $100 \times 300 = 30,000$

日車時間キロ運賃額 = $40,400 + 30,000 = 70,400$

(3) 年間運賃額 = $70,400 \times 197 = 13,868,800$

(4) 年間契約における稼働日数

$197 \times 1.4 = 275.8 \Rightarrow 275$ 日まで運行可